

公印省略

3 薬第 3 3 3 5 号
令和 4 年 3 月 4 日

関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

1月24日から実施してきた県単独措置に続き、1月27日から約1か月半にわたって、まん延防止等重点措置を続け、その結果、感染状況や医療提供体制の状況については、ピーク時から大きく改善しました。

飲食店における営業時間短縮など厳しい要請に、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

これらの改善傾向をふまえ、国は、3月6日をもってまん延防止等重点措置の対象区域から本県を解除することを決定しました。

しかしながら、まん延防止等重点措置が解除されても、感染が収束したわけではなく、感染の再拡大を招くことがないよう、引き続き警戒心をもって慎重に行動することが重要となります。

このため、3月7日から4月7日までの1か月間を「感染再拡大防止対策期間」（別紙参照）とし、社会経済活動と感染再拡大防止の両立に向け、県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、別添の要請について御協力をお願いいたします。

つきましては、本要請の貴会員への周知に、御協力いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

電話番号 : 092-643-3284

ファックス : 092-643-3305

「感染再拡大防止対策期間」の概要

- 期 間 3月7日（月）から4月7日（木）まで
- 区 域 県内全域
- 主な要請内容

- ・ ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、三つの密の回避、換気等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 飲食店等の利用にあたり、同一グループの同一テーブルの利用は4人以内とすること。
- ・ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、2時間以内とすること。（個人宅等での会食を伴う集まりも含む）
- ・ 花見に伴う宴会など、感染防止対策が徹底されていない路上・公園等における集団での飲食は、感染リスクが高くなるため、自粛すること。 等

なお、詳細は、別添資料「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」をご参照ください。

また、同日開催されました福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料は、以下の URL より取得できます。

《新型コロナウイルス感染症ポータルページ》

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>